

お知らせ

平成 22 年 4 月より診療報酬の改定が行われ、その際アルコール依存症治療において高い治療効果が得られる専門的入院医療を行っている精神科保険医療機関が評価され、「重度アルコール依存症入院医療管理加算」という名称で診療報酬が加算されることになりました。当院は、その施設基準を満たし、取得することができました。アルコールで受診される際の参考にしていただければと思います。